

議案第25号

寒川町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

寒川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、条文の整理を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

寒川町下水道事業の設置等に関する条例（平成26年寒川町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

寒川町下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>